

新聞広告（平成21年3月21日 朝刊）

粉じん作業、石綿の取扱いの業務などに従事されていた方々へ 健康管理手帳制度をご存じですか？

○健康管理手帳（有害な業務に従事されていた方を対象）とは※1

粉じん作業、石綿の取扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務※2に従事したことがあり、エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当する方は、離職時、または離職後に、都道府県労働局長に申請いただくと、審査を経た上で健康管理手帳が交付され、定期的に無料の健康診断を受けることができます。

○石綿の取扱いの業務については、石綿を製造し、又は直接取り扱う業務のほか、現場監督等の周辺業務も対象となっています。（平成21年度から）

これらの申請手続等などのご相談は、**最寄りの都道府県労働局**にお問い合わせ下さい。

〔窓口：労働基準部安全衛生課又は労働衛生課 <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>〕

※1 労働安全衛生法に基づく制度です。

※2 以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています。

ベンジジン及びその塩 ベータ・ナフチルアミン及びその塩 粉じん作業 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩 三酸化砒素又は砒素 コークス又は製鉄用発生炉ガス ビス（クロロメチル）エーテル ベリリウム及びその化合物 ベンゾトリクロリド 塩化ビニル 石綿 ジアニシジン及びその塩

平成22年3月



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
(<http://www.mhlw.go.jp>)

広告掲載新聞社一覧

中央紙
読売新聞
朝日新聞
毎日新聞
産経新聞
日本経済新聞

地方紙
北海道新聞
河北新聞
東京新聞
中日新聞
中国新聞
新潟日報
北陸中日新聞
山梨日日新聞
京都新聞
大阪日日新聞
神戸新聞
奈良新聞
四国新聞
徳島新聞
愛媛新聞
高知新聞
西日本新聞
沖縄タイムス